

## 議 事 録

会議の名称	平成 27 年度第 1 回太子町総合教育会議
開催の日時	平成 27 年 6 月 19 日（金）15 時 40 分～17 時 00 分
開催の場所	太子町役場第 2 会議室
出席した構成員	（町長）北川 嘉明 （教育委員会委員長）井貫 正義 （教育委員会委員）三浦 淳子 （教育委員会委員）福田 幸代 （教育委員会委員）福田 敏博 （教育委員会教育長）寺田 寛文
出席した説明員及び事務局職員の職及び氏名	説明員（教育委員会管理課長） 首藤 武司 （教育委員会社会教育課長）渡辺 寧 事務局（総務部企画政策課長） 栄藤 雅雄 （総務部企画政策課係長） 溝端 朋代
傍聴者	なし
議事	（1）太子町の教育に関する大綱について （2）その他
会議の概要（結論）	別紙議事録のとおり
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	①次第 ②太子町総合教育会議構成員 ③太子町総合教育会議設置要綱 ④「教育委員会制度、こう変わる」（文部科学省 HP 抜粋資料） ⑤地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋） ⑥教育基本法（抜粋） ⑦太子町教育振興基本計画
連絡先	総務部 企画政策課 TEL:079-277-5998 FAX:079-276-3892

## 1. 開会 事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今から平成 27 年度第 1 回太子町総合教育会議を開会させていただきます。教育委員の皆様におかれましては定例の教育委員会会議終了後ということで長時間に及びますがよろしく申し上げます。私は、今日の司会進行を務めさせていただきます企画政策課の栄藤でございます。よろしく申し上げます。

ここで、北川町長からご挨拶を申し上げます。

## 2. 挨拶

### 町長

皆さんこんにちは、定例の教育委員会後にお時間をいただきましてありがとうございます。ご存知のように、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が昨年公布されこの 4 月に施行されました。この改正により、首長と教育委員会が教育施策を協議・調整するための「総合教育会議」の設置、首長による教育振興に関する大綱の策定などがすべての地方自治体に義務化されたことに伴い、本町におきましても教育委員の皆様と連携して教育行政を推進するための協議・調整の場として、この太子町総合教育会議を設置いたしました。本日は、町の教育大綱策定について議題にあげさせていただいていますが、皆様の忌憚のないご意見でもってこの会議が実りあるものにしていただきますようご協力をお願いいたします。簡単ですが挨拶とさせていただきます。

### 事務局

次に、教育委員会を代表し、井貫教育委員長から一言ご挨拶をお願いいたします。

### 井貫委員長

教育委員会を代表しまして一言ご挨拶させていただきます。今町長からご挨拶がありましたけれど、第 1 回目の総合教育会議ということで、何について話し合うのかなど今後模索しながら進めていきたいと思いますが、既に他市町では町長や市長が総合教育会議を開催し、教育大綱の策定などの協議を行った旨の新聞記事を何件か拝見していました。このような協議の場は今まで無く、この会議では町長に私たちの思いを直接にお聞きいただけるというメリットがありますので、この機会を大いに生かし、今後における太子町の教育行政の更なる充実に取り組んでいけたらと考えています。本日はよろしくようお願いいたします。

## 3. 会議構成員について

### 事務局

ありがとうございました。それでは次第に沿って進行させていただきます。

ここで、この会議の構成員を確認させていただきます。

お手許に資料をお配りしていますが地教行法の第 1 条の 4 第 2 項に基づきまして、この太子町総合教育会議は、町長と教育委員会委員 5 名の計 6 名で構成されています。

続きまして、本日の会議の事務局及び説明員ですが、事務局といたしまして企画政策課の溝端係長が出席しています。続いて、説明員として出席していただいています、教育委員会管理課首藤課長と社会教育課渡辺課長です。

#### 4. 太子町総合教育会議の運営について

事務局

それでは、続きまして、太子町総合教育会議の運営について私の方から説明をさせていただきます。

お配りしています文部科学省の資料をご覧ください。地教行法が改正されまして教育委員会の構成も変更になりましたが、資料の右のポイント3で総合教育会議について図示されています。それによりますと、今までは町長部局と教育委員会部局がそれぞれ独立してそれぞれ町行政や教育行政を執行しており、図のふきだしにありますように「あまり教育に口を出さないほうがいいのか」という首長のお考えや、「予算の権限を持つ首長はどう考えているのかな」というお考えを持つ教育委員もいらっしやったかと思いますが、この改正により双方が協議・調整をする場である総合教育会議を設置することになりました。この会議の構成メンバーでございますが、当町の場合、町長と教育長、教育委員4名の計6名で構成されます。

次に、資料の地教行法の抜粋をご覧ください。地教行法の第1条の3と第1条の4を抜粋いたしました。この総合教育会議は第1条の4で規定されています。その1項でこの教育会議で協議すべき事項が、2項で構成メンバー、3項でこの会議の招集は町長が行うということについて、4項では教育委員会からも町長に対し協議事項を示したうえでこの会議の招集を求めることができる旨、定められています。次に、5項でこの構成メンバー以外の意見も求めることができることについて、6項ではこの会議は原則公開であるが、個人情報保護の観点から非公開とすることができることについて、7項では議事録を作成し公開するよう努めること、8項でこの会議での調整結果を構成員は尊重しなければならないことについて定められています。

次に、太子町総合教育会議の設置要綱ですが、この地教行法を踏襲する内容で4月23日に制定しています。なお、事務局につきましては第7条で総務部企画政策課に置くことと定めています。

また、この総合教育会議は諮問決定機関ではなく、審議や協議を行う位置づけとなっておりますので、この会議の座長は置かずに、事務局の企画政策課で議事進行をしていくスタイルを進めていきたいと考えています。

それから、議事録の作成が義務付けられておりますので、この議事録をご確認いただく議事録署名委員を選定したいと思います。

以上の総合教育会議の概略説明で、何かご質問はありませんでしょうか。

教育委員

先ほどの、議事録の署名委員の件ですが、その選定等について設置要綱には明記がありませんが、要綱で規定する必要はないでしょうか。

事務局

設置要綱では議事録署名委員の選定について具体的に定めておりませんが、設置要綱の第8条において「この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は会議で定める」旨の補足をしていますので、この8条により会議の中で事務局の提案と構成員の皆様の合議で決めたいと思っております。

教育委員	では、その署名委員は毎回交代すると考えてよろしいでしょうか。
事務局	毎回、違う委員にお願いするほうが良いと考えています。
教育委員	わかりました。
教育委員	定例の教育委員会でも、会議冒頭でその日の署名委員を指名しているのでその方法がよいと思います。

## 5. 議事録署名委員の選定

事務局	その他ご意見はございませんでしょうか。次に次第の 5 に進み、本日の議事録署名委員の選定としたしまして、事務局で指名をさせていただきたいと思います。本日の署名委員は、三浦淳子委員と福田幸代委員にお願いしたいと思います。この会議終了後、事務局で会議録を作成いたしますので、ご確認後に署名いただきますようお願いいたします。
-----	---

## 6. 議事

### (1) 太子町の教育に関する大綱について

事務局	次に次第の 6、議事に入りたいと思います。 議事(1) 太子町の教育に関する大綱についてですが、地教行法の第 1 条の 3 第 1 項で「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」と規定され、第 2 項で「地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。」とされております。この大綱の策定についてですが、考え方等のご意見をお願いします。
町長	教育委員会で、既に教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、教育振興基本計画を策定されていますが、この中の目標・施策の方針を再度確認し、現状と大きく変更がなければ、これを大綱として取り扱ってもいいのではないかと考えるのがいかがでしょうか。
事務局	今、町長のご意見がありました。いかがでしょうか。
教育委員	確認ですが、大綱は毎年変わるものでしょうか。
事務局	大綱は、町長の任期中は基本的に変更しないものと考えています。
教育委員	この教育振興基本の計画期間が 26 年度から 30 年度となっていますが、計画期間の満了時や計画内容に変更が生じた際の考え方を教えていただきたい。

事務局 基本的には現在の計画を大綱と定めた後、計画自体に変更が生じた場合は、この総合教育会議で変更点について協議することになると考えています。

教育長 この計画は5年に一度改正することとなっており、現計画は30年度までの計画期間となっていますので、任期中の計画の改正はないと思われます。

事務局 事務局といたしましても、この大綱は町長が定めることになっておりますので、この計画を大綱とした場合、計画が変更されない限りは少なくとも町長任期中は変更しないと考えています。

教育委員 わかりました。

事務局 それでは、町長から提案のありました教育振興基本計画を大綱とするという議論の前に、この計画の基本理念や方針などの根幹部分を再度確認しておく必要があると思います。本日は、説明員として教育委員会の管理課長と社会教育課長が出席しておりますので、担当課長から説明をしていただきたいと思います。

管理課長 それでは、ただ今から「和のまち太子・太子町教育振興基本計画」について説明させていただきます。

まず、計画策定の趣旨といたしましては、平成18年12月15日の教育基本法の公布・施行により、国の責任と地方公共団体との適切な役割分担を明示するとともに、地方にも地域の実情に応じた教育振興基本計画の策定に努めることが規定されました。

また、兵庫県においては、平成21年6月の「ひょうご教育創造プラン」に続き、平成26年度より「ひょうご教育創造プラン」が新たに策定されました。こうしたなか、太子町の教育の根本的な改革と同時に、社会情勢の変化に合わせた新しい時代を拓く教育を構築していく必要があるため、平成26年4月に対象期間を平成26年度から平成30年度までの5年間とする教育振興基本計画を作成いたしました。

次に太子町のめざす教育の基本理念といたしましては、太子町では、「和のまち太子～生きるまち 誇れるまち つながるまち 安心のまち～」をまちづくりの基本理念とする「第5次太子町総合計画」を策定しており、本計画の基本理念といたしましても、本町にゆかりのある聖徳太子の教えである「和をもって貴しとなす」の言葉のとおり、子どもたち一人一人が笑顔にあふれ、いきいきと自分の目的に向ってはばたき、活躍する人材の育成をめざして取り組むことを基本理念としております。

また、基本的な方針といたしましては、1つ目は「生活する喜び、学ぶ楽しさを味わわせる信頼感に満ちた学校園づくり」、2つ目は「『ふれあい体験活動』を礎にした生涯学習社会の構築」とし、以上の2本柱を基本的な方針としています。

次に、太子町の主な施策と事業といたしましては、太子町の教育は、まず学校教育では、「生活する喜び、学ぶ楽しさを味わわせる信頼感に満ちた学校園づくり」を基本方

針として掲げ、夢や志を抱き未来を切り拓く子どもたちの「生きる力」を育成するため、聖徳太子の教えである「和の精神」を基調にして取り組んできました。また、社会教育では、「ふれあい体験活動を礎にした生涯学習社会の構築」を基本方針に、住んでみたい太子町、住んでよかった太子町と、町民のみなさんが今まで以上に我がまち太子に誇りと愛情を抱けるような生涯教育の構築をめざしてきました。

続いて、学校教育分野と社会教育分野の具体的な取り組みでございます。

まず、学校教育分野については4ページから15ページでございます。

現状と課題につきましては、4ページの、『子どもたちを取り巻く社会環境は急激に変化している。』を始めとして、計7点について現状と課題を分析しています。

次に目指す将来像については、『児童生徒の「生きる力」が培われている。』、『子どもたちにとって通うのが楽しい学校になっている。』、『社会情勢の変化に対応した教育が実現できている。』、『安全安心で快適な教育環境が整っている。』、『学校でできない様々な体験をする環境が整っている。』、『基本的な生活習慣や規範意識等が家庭環境で身につけられている。』、『スポーツや文化活動など青少年が活動する環境が充実し、自主的な活動や交流の場として生かされている。』という7点の将来像を定めています。

次に、基本的な方針といたしましては、『体験学習や自然学校など様々な経験をつむことにより、学力だけでなく体力や気力、他人への思いやりを持った人間性豊かでたくましい「たいしっ子」を育成する。また、国際理解や情報教育、環境教育など、時代の変化に柔軟に対応できる教育を実施する。』から、最後の『関係機関と連携して青少年にとって良好な社会環境をつくるとともに、青少年がスポーツや文化活動などに積極的に参加・交流する環境を整える。』までの、計9点を基本的な方針として定めています。

具体的には、6ページ以降の「幼児教育の充実」、「確かな学力の定着」、「豊かな心の育成」、「健やかでたくましい体づくり」、「特別支援教育の充実」、「体験活動の推進」、「人権教育の推進」、「教職員の資質向上」、「開かれた学校づくり」、「生徒指導の充実」という10項目におきまして、実践項目と活動・事業を掲げ目標としています。

以上、学校教育分野の説明をさせていただきました。続きまして、社会教育分野の説明について、説明員の社会教育課長と交代いたします。

## 社会教育課長

それでは、引き続きまして、社会教育分野について説明をさせていただきます。

まず、社会教育分野については16ページから25ページでございます。

現状と課題について、まず、『住民の価値観が多様化する中、物質的な豊かさを求める志向から、「こころの豊かさ」を求める志向への変化が生じ、新しい知識や技術の習得をめざす人々が増加している。』から、以下計12点について分析しています。高齢化社会の進行に伴う生涯学習の多種多様なメニューの充実や発表の場の提供、人権課題の対策、スポーツ振興、文化財の調査・保存、芸術文化の振興など、多岐にわたっています。

次に17ページの目指す将来像については『多様化する生涯学習のニーズに応えるメニューの充実』、『生涯学習が、人のつながりや生きがいにつながるとともに、その成果を生かした地域活動』、『スポーツ振興による、健康増進・体力づくり』、『有名な競技

者の誕生によるスポーツに対する関心の向上』、『歴史的遺産の調査・保存と、郷土学習やまちづくりへの幅広い活用』、『町の歴史を自ら調べ、考え、町内外に情報発信できる「歴史ボランティア」の活躍』、『芸術、文化の振興』という7点の将来像を定めています。

次に、基本的な方針といたしましては、『多様な学習ニーズに対応し、学習内容の充実や学習機会の拡充を図るとともに、住民同士のサークル活動への支援など、自主的な学習活動を推進する。』から、最後の『文化会館や公民館を中心に、様々な芸術・文化に触れる事業を実施するとともに、図書館、歴史資料館を加えた「ふるさと文化村」一体として芸術・文化の振興を図る。特に、今まで芸術や文化に対して関心が薄かった住民にも働きかける鑑賞事業の実施、情報発信に努める。』までの、計8点を基本的な方針として定めています。

具体的には、19ページ以降の「町民の学習ニーズに応える生涯教育の推進」、「自主的・自発的な学習活動への支援」、「生きる力を育む家庭と地域の教育力向上」、「スポーツ活動の推進」、「自己実現と共生をめざす人権教育の推進」、「町民の創造表現活動の支援と芸術文化の振興」、最後に「生涯教育の指導者としての資質・能力の向上」という7項目におきまして、実践項目と活動・事業を掲げ目標としています。

以上で、社会教育分野の説明及び太子町教育振興基本計画の説明を終わります。

事務局

はい、説明ありがとうございました。教育委員の皆様におかれましては、この基本計画の内容について審議していただいて策定にも関わっていただいたものと思います。

それでは、先ほど町長からこの教育振興基本計画を大綱にとのご提案がありましたが、他の皆様のご意見を伺いたいと思います。教育委員の皆様はこの教育振興基本計画の根幹に疑義はないものと思われませんが、教育の大綱は町長が策定するもので、当会議でこの基本計画が大綱に合致すると判断されれば大綱として決定されるという流れになります。

教育委員

確認ですが、この計画を大綱にされることに問題はないと考えますが、26ページ以降の関係資料は該当しないと考えてよろしいでしょうか。

事務局

はい。もちろん関係資料も基本計画の一部ではございますが、大綱とする部分はこの計画の基本理念や基本方針、それに続く施策になろうかと思えます。

町長

はい。そう考えています。

教育委員

わかりました。

教育長

この基本計画は、平成24年度から準備し、25年度に策定作業、26年度からスタートしているわけですが、先ほどの管理課、社会教育課の両課長が大筋を説明しましたが、2年経過していてもそれほど社会情勢に見劣りする部分はないように思われますので、

この基本計画は充分活用できていると感じております。

事務局

はい、ありがとうございます。基本計画策定から1年、実質の作業から2年が経過しているということですが、計画として充分通用し得るというご発言でした。

教育委員

以前より、先生方の資質向上のために指導主事の配置が必要だという要望にご配慮いただき、今年度より配置いただきありがとうございます。そのことを受け、現計画では社会教育の25ページの「7生涯教育の指導者としての資質・能力の向上」の《活動・事業》に、社会教育主事の配置について記載されていますが、せっかく指導主事を配置いただいているので13ページの「8教職員の資質向上」の《活動・事業》に、同じように指導主事の配置について、1項目追加するのはどうでしょうか。策定時には、指導主事がいらっしゃらなかったもので、記載がないものになっています。

事務局

この件は、この基本計画を現時点で改正するというにすることにするか、あるいは4年後の見直し時とするのかは、教育委員会のご判断だと思いますが、大綱として考える大筋の部分では大きな影響は無いと思われます。

教育委員

先ほどのお話からすると、基本計画は検討委員会で検討し教育委員会が策定しているものですが、今度このような変更があったときはこの会議で検討することになるのでしょうか。

事務局

この会議で基本計画の改正に関して言及・協議するものではありません。基本計画の改正は教育委員会で行い、この基本計画の根幹的な部分を大綱にしようとしているので、根幹部分に変更されれば当会議で大綱の改正について協議することになります。

町長

計画の中の詳細部分である実践項目と活動・事業を除く1から5ページ、16から18ページを大綱に位置づけるとして考えてはどうかと思います。

教育委員

この計画は、先ほど担当課長からの説明のとおり、教育基本法や県のプランの策定の流れのなかで、太子町のめざす教育の基本理念や基本方針を定めた計画となっていることから、個人的には私はこの計画を大綱とすることに問題は無いと思います。

事務局

その他ご意見ありませんでしょうか。

町長

最後に、詳細部分について述べている6から15ページ、19から25ページを大綱に入れるべきかどうかについて、ご意見をいただきたいと思います。私は、この計画の根幹となる部分のみを大綱にと考えていますが。

事務局

町長からの提案は、この計画は全3章で構成されており、第1章は「策定の趣旨」や



「計画の位置づけ」を述べた『策定にあたって』、第2章は「基本理念」や「基本方針」を述べた『太子町のめざす教育』、第3章は「学校教育分野」と「社会教育分野」の分野別の『太子町の主な施策と事業』で構成され、その第3章では分野毎に現状と課題、目指す将来像、基本的な方針を掲げ、その後6から15ページ、19から25ページで具体的な実践項目、活動・事業などの詳細を列記する形態となっておりますが、大綱には、第2章と、第3章の目指す将来像、基本的な方針の部分について大綱としてはどうかのご意見ですが、いかがでしょうか。

教育委員

先ほどの議論があったように、6から15ページ、19から25ページの詳細部分は計画期間中に内容が現状と異なってしまう可能性がある部分ですので、4から5ページ、16から18ページの目指す将来像、基本的な方針の部分を大綱にということで問題ないと思います。

教育委員

私も賛成します。

事務局

それではまとめますと、第2章の1基本理念、2基本方針と第3章の「学校分野」の4から5ページの目指す将来像、基本的な方針、「社会教育分野」の16から18ページの目指す将来像、基本的な方針の部分を太子町の教育大綱とするということで確認させていただきます。

この大綱は、町長が策定するという形になっておりますので、本日の総合教育会議の協議結果を踏まえまして、改めまして太子町の教育の大綱について、こういう位置づけとするという内部決裁において決定する流れとなります。

## (1) その他

事務局

本日の議事につきましては以上ですが、事務局から今後の総合教育会議の開催予定についてお知らせいたします。

再度、会議資料の地教行法の抜粋をご覧ください。

その第1条の4第1項で、この総合教育会議は町長が行う大綱策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行うため総合教育会議を設けるとあり、次に掲げる事項については第1号で教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、第2号で児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置とあります。

この第1号については、最も考えられる状況といたしましては予算策定時ではないかと認識しています。つきましては、次回の会議の開催予定は来年度予算の編成前を想定しています。来年度の太子町の教育行政についてどのような施策を予定するか等について協議していただく訳ですが、その結果がそのまま予算に反映されることを保障するも

のではなく、会議の結果を尊重し予算要求の根拠とさせていただくという内容が1号で  
ございます。

続いて2号でございますが児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさ  
に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置を協議  
する内容でございます。たとえば通学路や学校施設内で事故があった場合に、それが施  
設や設備の不備によって起こったのであれば、この場で根本的な施設や設備の見直しに  
ついて協議をしていただく、また、重大な事故の恐れがある場合もこの会議で防止対策  
について協議をいただくということがこの2号で規定されています。

したがって、2号については定期的な開催は想定していませんが、1号について  
は毎年秋ごろに協議していくこととなろうかと思っています。

以上で事務局からの議題等はすべて終了となったわけでございますが、この場で何か  
ご発言等がございますでしょうか。

教育委員

学校園の予算編成に関連して、学校園施設整備に PTA 特別会計から支出がある現状  
についてどうお考えでしょうか。

教育長

予算編成に関しては、事前に教育委員会が各学校等の必要な施設整備やその他に関す  
る要望を聴取し、予算要求に反映させている現状であります。今後はこの会議で審議  
の場が与えられたということですので、この会議で話し合っていけたらと考えていま  
す。

教育委員

私は、教育委員の立場だからこそ認識できますが、今後は予算編成もこの総合教育会  
議で審議していただけることを、PTA や各学校が把握し、必要なことを要請できる体  
制づくりと情報発信が必要であると思います。

教育長

今後はこの会議が定期的開催され、情報提供がされますので、1回2回と回数が増  
なると徐々にこの会議の存在が浸透していくのではないのでしょうか。

町長

基本的に子供の安全安心に関する施設整備は町ですべきであると考えています。

教育委員

要望事項はたくさんありますが、まず、安心安全を最優先にお願いしたいと思います。

教育委員

協議事項の例で事務局がおっしゃった通学路での事故による道路整備についてです  
が、実際に予算に反映していただけるのでしょうか。

町長

公安委員会等との相談が必要な場合も考えられますが、子供の生命に関すること  
ですのでしっかり協議したいと思っています。

教育委員

西中の前の道ですが、きれいに整備されていますが、歩道の段差が低い  
ため車が交差

する際に歩道に乗り上げることが多く、逆に非常に危険な状況ですのでなんとかしていただきたいと思います。整備自体はきちんとできているので、要望しづらいのですが。

また、新庁舎付近の歩道についても危ないところがあります。

町長

新庁舎移転時には、職員にも通勤時には特に安全に配慮するよう指導していくつもりです。

管理課長

通学路の件ですが、生徒の立場では歩道にガードレールを設置するほうが安全ですが、車側からすると、車道が狭くなるので危険で事故が起こりやすくなるという問題もあります。そこをうまくすり合わせるような協議会を今後、街づくり課と設置したいと考えています。

教育委員

いろいろな思いはありますが、それは今後協議していくことを希望します。

町長

わかりました。今後協議していきましょう。

事務局

ありがとうございます。この総合教育会議も第一回目でございますので、これから協議内容もどんどん深化していくのではないかと思います。

他にご意見はありませんか。

## 7. 閉会

事務局

それでは、この総合教育会議が皆様のご協力ですます実りある会議となりますようお願いいたしまして、平成 27 年度第 1 回太子町総合教育会議をこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。